

地ケ第154-1号
平成27年6月22日

各市町村認知症施策担当課長 様

埼玉県福祉部地域包括ケア課長（公印省略）

認知症カフェにおける食品の取扱指針の修正及び消費者被害の防止
について（通知）

高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県では、認知症カフェにおける茶菓の提供及び取扱方法等の目安として標記指針を作成し、平成27年4月28日付け地ケ第53号で通知したところです。

この度、関係機関からの意見を基に本指針を別添のとおり修正しましたので、改めて送付します。

なお、本指針において定める範囲を超える茶菓の提供（有償提供等）については、原則として食品の営業許可又は臨時出店の届出が必要になりますので、管轄の保健所に御相談をお願いします。

また、誰もが気軽に参加できる認知症カフェの特性を悪用し、悪質商法の勧誘の場となることも懸念されます。

消費者被害未然防止に関する情報については、独立行政法人国民生活センターのホームページ内の「見守り情報」サイト（下記参照）などに掲載されています。

同ページにはイラスト入りの説明リーフレットのデータも掲載されていますので、これらを活用するとともに、貴市町村の消費者センターと連携を取るなどして認知症カフェの安全確保に御尽力くださるようお願いいたします。

本通知は所管する地域包括支援センター及び貴市町村内において認知症カフェを開設している団体等に周知してくださるよう併せてお願いいたします。

記

独立行政法人国民生活センター「見守り情報」サイトURL

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

担 当：認知症・虐待防止担当 篠澤

電 話：048-830-3251

E-mail：a3250-05@pref.saitama.lg.jp